

質問書に対する再回答7

件名) 首都圏中央連絡自動車道 神崎大栄舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜設計書 番号27 5- (3) 集水ます Type E	金抜設計書 番号27 5- (3) 集水ます Type E Dc-S 0.80・0.80・1.20 において、コンクリート、型わく、鉄筋、基礎材、機械掘削、埋戻し、残土処分の数量については、用排水構造物標準設計図集 No.305の数量表及び掘削関係表に記載されている数量で計上されていると考えてよろしいでしょうか。	令和6年8月13日付け質問書に対する回答7において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答いたします。 その通りお考えください。
2	特記仕様書 P36 27-3 土工	特記仕様書 P36 27-3 土工において、捨土掘削 土砂A 2) 実穀ストックヤードへの運搬、敷均しと記載があります。 当初積算計上としては、ダンプトラック運搬10 tにて、残土が発生する現場箇所からの距離を運搬し、実穀ストックヤードにてショベルダンプ施工にて仕上がり厚30cmの敷均しと考えてよろしいでしょうか。 また、用排水構造物工などで発生する残土についても、上記と同様の当初積算計上と考えてよろしいでしょうか。	令和6年8月13日付け質問書に対する回答7において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答いたします。 当初積算計上としては、ダンプトラック運搬10 tにて残土が発生する現場箇所からの距離を運搬し、実穀ストックヤードにて3tブル施工にて仕上がり厚50cmの敷均しを考えております。また、用排水構造物工などで発生する残土ははねつけとお考えください。
3	金抜設計書 番号118~125 路面標示工	金抜設計書 番号118~125 路面標示工において、当初積算歩掛りとして工事種別は「供用区間」か「未供用区間」のどちらでお考えでしょうか。 当工事では交通規制を伴う場合と通行止めや固定規制内で行う場合、両方あると思われませんが、各エリアや延長ごとに「供用区間」か「未供用区間」仕分けされているのであれば、その内訳をご教示いただけないでしょうか。	令和6年8月13日付け質問書に対する回答7において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答いたします。 当初積算歩掛りはすべて「未供用区間」で考えております。